

信州型自然保育認定制度

認定更新基準確認書 添付書類一覧

更新基準確認書に添付する書類を確認したら、確認欄にチェックする際に利用してください。なお、この書類は提出の必要がありません。

確認欄	基準 No.	認定基準	添付書類
	1	園代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。	各園の重要事項説明書等（責任者や役員等が明記されているもの） ※直近の報告内容から変更がなければ不要
	2	更新申請前年度に、連続して6か月以上の休業期間がないこと。	給食食数表や園児名簿等で、前年度1年間の月ごとの在籍数がわかるもの（子どもの在籍数と常勤保育数が列記されていると、2・4・8の3項目に対応できます）※認可園は不要
	3	適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。	該当する年度の収支計算書と事業報告書（2か年分） 収支計算書類等の監査等で使用しているもので、園の安定性を見ます。※認可園は不要
	4	前年度に在籍する子どもの平均人数が6人以上であること。	2と同じです。添付書類に2・4と明記してください。 ※認可園は不要
	5	屋外での子どもの自然体験活動が、毎月計画的に実施されていること。	4半期ごとに1か月の園外活動が記載された指導案（月案）を4か月分。 自然体験活動の記載があるか確認してください。
	6	屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあること。かつ、優先的に使用できるよう配慮されていること。	大まかな地図（住宅地図のコピー、手書きを問いません。）と現地の写真各1枚 ※直近の報告内容から変更がなければ提出不要
	7	信州型自然保育（特化型）にあつては、おおむね3歳以上の子どもの屋外での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計15時間以上行われていること。	添付書類は不要
		信州型自然保育（普及型）にあつては、おおむね3歳以上の子どもの屋外での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計5時間以上行われていること。	添付書類は不要
	8	前年度末の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。	年度末時点のクラス別児童の数及び担任数がわかる書類（クラス名簿のように、子どもと保育者の数的対比がわかるもの。2、4と共通でも可）その場合2・4・8とインデックス等で明記してください。 ※認可園は不要
		①満4歳以上の子どもは、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。 ②満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。 ③満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。 ④満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。 ⑤保育者は、常時2人以上いること。 ⑥常勤、非常勤を問わず、保育者の半数以上の者が、保育士又は幼稚園教諭又は保育教諭の資格を有する者であること。	
	9	県が作成した「信州型自然保育ガイド」あるいはHP版を保育者及び保護者がいつでも見られるようにしてあること。	添付書類は不要
	10	更新申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。	研修内容がわかる書類（パンフレット・レジュメ等、参加証明は不要） 研修は「探鳥会」のような参加型でも可です。2年の間には必ず資質向上のための研修を受講してください。

11	更新申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる研究保育や対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。	対外発信の当日レジュメや公開保育時案等の書類 ※欄外に対外発表の補足あり
12	更新申請日以前の1年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を行っていること。	内部研修を行っていることが分かる資料（園内プチ研修や職員会の記録に記載があれば可） 少なくとも職員会で自然を利用した活動についての話し合いを行ってください
13	信州型自然保育（特化型）にあつては、自園又は他の保育等関係施設において、通算2年以上自然体験活動の指導経験を有する常勤の保育者が半数以上いること。	該当する保育者の経歴書
14	屋外での子どもの体験活動の記録を、広報紙やホームページ等を通じて公開していること。	公開されていることが分かる資料（HPを持たなくても、ポータルサイト投稿、園便りや新聞記事等で可） ぜひポータルサイトをご利用ください
15	信州型自然保育（特化型）にあつては、更新申請日以前の2年間に、次の各号の安全管理に関する専門講習のうち、いずれかを受講した常勤の保育者がいること。 ①MFA「チャイルドケアプラス」 ②上級救命講習 消防庁 ③幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④小児救命救急法（EPR-CFC） ⑤普通救命講習Ⅲ 消防本部（局） ⑥赤十字救急法基礎講習 日本赤十字社 ⑦赤十字救急法救急員養成講習 日本赤十字社 ただし、⑤、⑥、⑦については、令和元年度までに受講した場合に限る	受講証
16	屋外で子どもの体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。	屋外での体験活動時の保育者の配置体制が分かる資料 戸外での活動中に保育者がどのような位置関係にいるのかをN0.17のマニュアルに記載していることが重要です。 ※直近の報告内容から変更がない場合は不要
17	屋外で子どもの体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。	安全管理マニュアルを添付 ※直近の報告内容から変更がない場合は不要
18	屋外で子どもの体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。	避難などの対応方法について、保育者や保護者と共有するために作成した資料 災害発生時のフローチャート手順が記載されたものが望ましい（例えば救急車がどこまで入れるのか等が具体的に記載されていること）※直近の報告内容から変更がない場合は不要
19	屋外で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。	諸機関への連絡方法について定めていることが分かる資料 事故発生時の対応順がフローチャートになっており、各連絡先（担当課や警察）への電話番号が一覧になっているものが望ましい ※直近の報告内容から変更がない場合は不要
20	屋外で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。	緊急時に保護者への連絡方法が具体的に定められていることが分かる書類（書面やメール伝達方法） ※直近の報告内容から変更がない場合は不要
21	園として、子ども傷害保険に加入していること。公立園以外の場合、損害賠償責任保険に加入していること。	保険証書のコピー 保険会社に変更がなくても、前年度の保険加入がわかる書類を添付してください（シート下部欄外に別記あり）
22	地域住民と交流する機会を設けていること。	前年度の交流の様子がわかる書類・写真・記事等（地域の方と一緒に遊ぶ姿の写真や案内文等）
23	在籍する子どもの小学校や特別支援学校入学に際して、当該小学校や特別支援学校と子どもに関する情報共有や交流を図っていること。	前年度の幼保小連携会議や交流の様子がわかる書類・写真・記事等 ※認可園は不要
24	子どもの個人情報保護についての規程があること。かつ、その規程の中で、子どもの活動記録を公開する際に、事前に保護者の同意を得ることを要することを規定していること。	個人情報保護の規程が記されている資料。かつ事前に保護者に同意を得ていることが分かる資料 実際に報告年度当初保護者に配付して写真撮影等について確認している書類（無記名のもの）

申請更新書類作成上の留意点

添付書類について

○全認定園に必要なもの

- ・責任者が明記された重要事項説明書等 (1)
- ・月案6か月分 (5)
- ・参加した研修のレポート等 (10)
- ・対外発表資料 (11)
- ・園内研修の記録 (12)
- ・対外広報資料 (14)
- ・安全管理マニュアル (17)
- ・緊急時フローチャート (18)
- ・事故発生時フローチャート&連絡先一覧 (19)
- ・緊急時の保護者との連絡方法 (20)
- ・傷害保険証書 (21)
- ・地域との交流資料 (22)
- ・個人情報保護に関する確認書類 (24)

○認可園以外に必要なもの

- ・毎月の在籍数と常勤保育者の記載された名簿等 (2・4・8)
- ・収支計算書 (3)
- ・小学校との交流資料 (23)

○特化型のみに必要なもの

- ・指導経験資料 (13)
- ・安全管理専門講習受講証 (15)

11 対外発表について、具体的に該当する要件とは

- ・複数の保育者が対象の公開保育
- ・保育者や市町村等の視察
- ・マスコミ等の取材
- ・保育研究 (自治体内で公開する事例発表)
- ・地域での会議や地区懇談会でのやまほいくの発信
- ・公民館報等への記事の提供
- ・地域保小連絡会等での発信 等が含まれます。

21 傷害保険について

公立園の場合は、スポーツ振興センターが多く利用されています。
担当課がとりまとめている、「災害給付契約名簿更新書」と「共済掛け金支払明細書」のコピーが必要です。